

当座預金規定の改定および当座預金払戻請求書の利用開始について

令和7年5月

お客様各位

平素より当金庫をご利用いただきありがとうございます。

当金庫では、手形用紙・小切手帳の交付を廃止するにあたり、令和7年7月1日から当座預金規定を改定し当座預金払戻請求書の利用を開始しますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当座預金規定の改定について

改定する規定	当座預金規定
改定日	令和7年7月1日
改定する項目	7. (3)、7. (4)、8. (5)、12. (1)、16. (1)
内容	手形用紙・小切手帳の交付廃止（令和7年6月30日）を追加 当座預金払戻請求書の利用に関する記載を追加 * 新规定については各種規程集のご案内に掲載しております。

2. 当座預金払戻請求書のご利用について

利用開始日	令和7年7月1日
入手方法	当座預金の口座開設店の窓口にてお申し付けください。 なお普通預金払戻請求書と兼用の用紙となっております。
利用方法	・ 当座預金の口座開設店で自社（自身）の払戻にご利用いただけます。 * 小切手のように持参人（第三者）へのお支払いにはご利用いただけません。 ・ 当座預金払戻請求書に日付・口座番号・金額を記入し、届出の印章により記名押印のうえ窓口にご提出ください。 ・ 払戻請求書による払戻の場合は当金庫所定の本人確認書類（入金帳、登記事項証明書、他預金通帳等）の提示等を求めることがあります。

以上